

基幹統計調査の承認の状況

(令和5年12月分)

令和6年1月15日
総務省政策統括官(統計制度担当)

統計調査の名称	実施者	主な承認事項	承認年月日
賃金構造基本統計調査	厚生労働大臣	令和5年分の結果公表から、以下のとおり、調査計画を変更 ○ 公表の期日の変更 調査実施年の翌年3月に公表している調査結果のうち、所定内給与額に関する主要結果を一次集計結果として速報化し、同年1月に公表	R5.12.12

(注) 本表は、基幹統計調査に係る申請のうち、統計法第9条第4項ただし書に規定する「軽微な事項」に該当するものとして、統計委員会の意見を聴かなかったものを整理している。